

11月 *Bright Kamishina* 明るい神科

神科交番 24-7007
担当：高橋

ストーカー被害やDV被害

「ストーカー」って？



これらの規制対象行為を繰り返すのがストーカーであり、処罰対象です。警察では、被害者からの申出により、相手方に規制対象行為を止めるよう、警告を行うこともできます。

DVダメ絶対！



被害者の裁判所への申し立てにより、裁判官が加害者に対して被害者等への接近を禁止したり、自宅からの退去を命令する「保護命令制度」もあります。

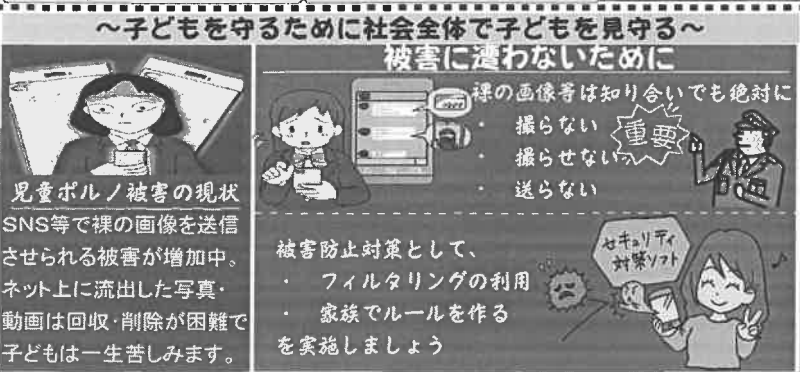
各種相談窓口
下記をご覧ください

女性に対する暴力をなくす運動
令和六年十一月十二日～十一月二十五日

我慢しないで、すぐに相談を！！



児童虐待・子どもの性被害撲滅のために



～ストーカー・DVに関する相談～

- ★警察本部警察相談窓口
#9110
026-233-0110
上田警察署または神科交番へ
- ★警察本部性犯罪被害ダイヤルサポート110
026-234-8110
0120-037-555
- ★性犯罪被害相談電話
#8103
- ★長野県女性相談センター
026-235-5710
- ★長野県男女共同参画センター“あいとぴあ”
0266-22-8822
- ★DV相談ナビ
#8008
- ★DV相談プラス
0120-279-889

～児童虐待等少年に関する相談～
ヤングテレホン：026-232-4970
上田警察署または神科交番へ

思いやりの心でつくろう！日本一安全・安心な信州